

役員報酬等及び費用に関する規程

第1条 この法人は、役員の職務対価として報酬等を支給することができる。

第2条 理事及び監事の報酬年額

1 役員の報酬年額は以下の通りとする。

代表理事	120,000円
副代表理事	100,000円
理事	80,000円
監事	80,000円

第3条 顧問及び相談役の手当て

1 理事会等出席の都度、謝金としてひとり一律2,500円とする。

第4条 役員退職手当の算出要領

- 1 役員の退職手当の算出は、報酬年額×在籍月数÷100とし、代表理事、理事、監事それぞれの在職月数ごとに理事の報酬年額を基に計算する。
- 2 顧問及び相談役は理事の半額とし、理事及び監事と別計算をする。

第5条 役員の費用弁償

1 役員が事業に必要な労働や経費には、別紙「使用人申し合わせ事項」に準じ、その費用を支払うものとする。

第6条 報酬額等の決定及び変更

- 1 理事及び使用人の報酬額については理事会で決定する。
- 2 監事については総会または監事の協議によって決めるものとする。
- 3 役員の報酬総額等は総会の承認を経なければならない。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程の変更は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程の変更は、令和6年4月1日から施行する。

別紙

使用人申し合わせ事項

1 使用人は下記の作業に報酬を支払うものとする。(原則として夜間を除く)

- 1) 見山及びパトロール
- 2) 地区外の関係団体との交渉、会議、啓発等の活動
- 3) 本会事業に係る契約
- 4) その他本会事業に必要と認められる作業

2 報酬と認められない事項

- 1) 本会の会議への出席
- 2) 本会に関わる地元の会議への出席
- 3) 地域の各種行事への参加、協力

3 使用人は 日当として一人10000円、労働時間に応じて支払う。また個人の所有物を作業で使用する場合には適正な対価を支払うと共に、必要な経費の実費を支払うものとする。